

検討会資料の見方-1

1

基本目標4

基本計画推進のための区政運営

2

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

3

基本計画2020における施策体系案（基本施策 - 単位施策）

(1) 区民参画の推進

- ① 区民参画の推進

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

- ① 情報公開と透明な行政運営の推進
- ② 情報発信型区政の展開

(3) 責任ある協働の推進

- ① 協働の推進
- ② 公益的活動の支援

4

○基本計画2015における計画事業 ☆中期計画(H29-31)における新規事業

- 大学の誘致
- ☆東洋大学と連携した地域活性化の推進

5

北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。
区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

6

重点施策

★区民参画の推進

⇒多様な区民ニーズに応え、地域の実情に即した施策を進める必要性から、区民自ら課題意識を持ち、主体的にまちづくりに関わることのできるしくみづくりを行う。

★情報発信型区政の展開

⇒区民との協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な区政情報の積極的な発信が必要であることから、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、マイナポータルやSNSといった手段を活用し、区民がそれぞれに必要な情報、関心のある情報を得られ、区政の課題をともに考えていけるようにする。

★協働の推進

⇒区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしながら連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区のアンケートや調査に協力する。
- ・ 広報紙などを通して区政情報に関心を持つ。
- ・ 区の計画や施策決定の際に行われるパブリックコメントやワークショップ等に参加する。
- ・ 自らの地域の問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
- ・ 地域活動や町会・自治会活動に参加する。

7

区（行政）の役割

- ・ 政策形成の過程において、十分に区民の意見を踏まえる。
- ・ 区政に関する情報を積極的に、多様な手段を活用して発信する。
- ・ 地域の課題を把握し、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを区民とともに展開する。
- ・ 区民や地域活動団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な活動主体と連携・協働する。



- 基本構想で定めた3つの「基本目標」(第1～3分野)およびこれを支援するための第4の分野
- 基本目標を実現するための執行体制として定めた25の「政策」
- 政策を実現するための方向性として定めた73の「基本施策」およびその下に連なる「単位施策」
()数字・・・基本施策
○数字・・・単位施策 ※表の色が濃い(オレンジ色)のは「基本計画2015」から変更のあった単位施策
- 現行計画において定められている計画事業
○・・・基本計画2015において計画事業とされた事業
☆・・・中期計画(H29～H31)において計画事業とされた事業
- 政策の内容に該当する基本構想における記述
- 単位施策のうち、基本計画2020において重点的に取り組むとした施策とその内容
- 施策の目的を達成するために、区民と行政が協働していくうえで必要な「公民それぞれの役割」

検討会資料の見方-2

(3) 責任ある協働の推進

区民と区がそれぞれの役割と責任を明確にしなが、連携して協働する

【基本計画2015の実績評価】

2 大学連携に関して、東洋大学情報連携学部開設を契機として平成28年度に同大学と新たな連携施策に関する覚書を取り交わした。

平成29年度、新しい連携先としてお茶の水女子大学と包括協定を締結した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催気運を醸成するためのイベントや高齢者ふれあい食事会等、様々な事業を包括協定を締結した各大学(※3)をはじめとした、多くの教育機関と連携して実施している。

北区協働推進基金を利用した政策提案協働事業は、開始10年で、北区初の「子育てメッセ」や「点字ブック点検、検証並びに広域的点字ブロックデータベース制作事業」「依存症でも安心生活サポート事業」「映像アーカイブによる街おこし事業」等、多様な事業を公民連携で実施した。

パブリックコメントをはじめ、区民まつりや観光ボランティアガイド等、「北区協働ガイドライン(平成18年度)」にもとづく協働事業を毎年60以上実施している。

3 新たな大学との包括協定を締結するなど、大学連携の推進、協働体制の拡大をすることができた。

これまでに政策提案協働事業14事業、地域づくり応援回事業121事業に助成を行い、まちづくりのための新しい担い手の裾野を広げている。

4 「区民とともに」の基本姿勢のもと、様々な事業を区民、NPO団体及び大学などの教育機関、企業等と協働で進めてきた。

特に大学の専門性を生かした取組みはますます重要である。今後はこれまでの連携事業に加え、新たな連携施策を推進していく必要がある。

また、地域課題解決に向けた町会・自治会をはじめとした地域コミュニティとの連携を進め、地域の実情に即したまちづくりを進めていかなければならない。

【社会動向】

5 東京都「地域の課題解決プロボノプロジェクト」「地域活動支援アドバイザー派遣」(※4)等、町会・自治会を支援する取組みが進められており、区内の町会においても活用されている。

【区】地域円卓会議(※5)では、地域の課題共有や情報交換を行っている。北区NPO・ボランティアがらざでは各種講座を開催し、地域の担い手作りの支援を行っている。

⇒地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組みを推進していく必要がある。

【今後の課題】

8 ①地域社会を構成する様々な主体との協働が、多様な区民ニーズや地域課題にきめ細かく対応していくために不可欠である。

NPO・ボランティア団体等の先駆性や創造性、柔軟性、大学等の教育機関の専門性等、領域を超えた団体同士のネットワークを生かした取組みが重要となってくる。

②地域課題の解決に向けた活動を行う団体や企業が、活動を継続的かつ活発に行うことができる体制づくりが重要である。

そのためには活動の場だけでなく、団体同士のネットワークづくりが重要となってくる。

【基本計画2020に向けて】

区民、町会、自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、様々な主体との交流・連携をより強化し、それぞれの特性を生かした協働によるまちづくりを推進する。

【施策の方向性】

9 ①協働の推進
行政だけでなく、区民もまた公共サービスの担い手であるという意識のもと、区政の様々な分野において協働の機会の拡充を図るとともに、行政と地域の様々な主体をつなぎあわせる機能を強化する。

②公益的活動の支援
区民、NPO・ボランティア団体や企業等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、ネットワークの強化を図る。協働事業に対して適切な評価を行い、事業や活動の定着、運営団体の自立を促進する。

【取組み例】

10 ①地域の活動拠点である地域振興室の交流の場としての機能、情報の受発信機能を生かして、地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組みを推進し、区民と区政をつなぐ役割を果たす。

②NPO・ボランティアがらざを中心として、社会貢献活動に関する講座や研修、助成に関する情報提供、運営に関する相談窓口等を実施する。協働事業に対する評価方法についての検討を行う。

【重点施策】

11 ★協働の推進
⇒区民、町会、自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしなが連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

【各種調査結果から】

【北区区意識・意向調査(平成30年度)】
○区政参画のために力をいれるべき施策として「情報公開など開かれた区政の推進」「多様な手段を活用した区政の情報発信」に次いで「区民と一緒に計画を策定し、事業を実施する」が多くなっている。

⇒区と大学との連携・協働に関する協定に基づき、今後さらに、それぞれが持つ人的・知的・物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指していく必要がある。

○今までに、区政参画または地域活動に参加したことの有無について「ある」14.8%「ない」84.3%となっている。「ある」の中で65歳以上の割合は2割を超えている。

⇒地域住民が気軽に地域活動に参加しやすいようなくみづくりが重要である。

1 基本施策名と基本施策の目的(区が目指す姿)

2 【単位施策の活動指標】基本計画2015に基づいて区が具体的にやってきた活動(事業)内容。

3 【基本施策の成果指標】活動(事業)の成果。基本施策の目的をどれだけ達成できたか。

4 【施策評価としての総括】手応え、今後の課題など。

5 【社会動向】基本計画2015策定以降に起きた、「単位施策」の方向性を設定するにあたって考慮の材料とした事象

6 【各種調査結果から】基本計画2015策定以降に実施したニーズ調査、人口推計調査等から、施策の方向性を設定するにあたって考慮の材料とした調査結果。

7 【基本計画2020に向けて】基本計画2020における基本施策全体の方向性について(2020ならではの特色)。

8 【今後の課題】基本計画2015の実績評価、社会動向、調査結果から見てきた、現状の課題。

9 【施策の方向性】基本計画2020における施策の方向性(○数字は単位施策名)。解決すべき課題への対応。

10 【取組み例】基本計画2020における取組み(事業)の一例。(施策の方向性を「目的」とした場合の「手段」)

11 【重点施策】単位施策のうち、重点的に取り組むとした施策とその内容。(資料の見方-1の⑥と同じ)

4-1

区民と区の協働による
まちづくりの推進基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 区民参画の推進

- | | |
|---|---------|
| ① | 区民参画の推進 |
|---|---------|

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 情報公開と透明な行政運営の推進 |
| ② | 情報発信型区政の展開 |

(3) 責任ある協働の推進

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| ① | 協働の推進 | ○大学の誘致 |
| ② | 公益的活動の支援 | ☆東洋大学と連携した地域活性化の推進 |

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区のアンケートや調査に協力する。
- ・ 広報紙などを通して区政情報に関心を持つ。
- ・ 区の計画や施策決定の際に行われるパブリックコメントやワークショップ等に参加する。
- ・ 自らの地域の問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
- ・ 地域活動や町会・自治会活動に参加する。



区（行政）の役割

- ・ 政策形成の過程において、十分に区民の意見を踏まえる。
- ・ 区政に関する情報を積極的に、多様な手段を活用して発信する。
- ・ 地域の課題を把握し、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを区民とともに展開する。
- ・ 区民や地域活動団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な活動主体と連携・協働する。

北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。
区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

重点施策

★区民参画の推進

⇒多様な区民ニーズに応え、地域の実情に即した施策を進める必要性から、区民自ら課題意識を持ち、主体的にまちづくりに関わることのできるしくみづくりを行う。

★情報発信型区政の展開

⇒区民との協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な区政情報の積極的な発信が必要であることから、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、マイナポータルやSNSといった手段を活用し、区民がそれぞれに必要な情報、関心のある情報を得られ、区政の課題をとともに考えていけるようにする。

★協働の推進

⇒区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしながら連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

(1) 区民参画の推進

区民が主体的にまちづくりに関わることができるようになる

【基本計画2015の実績評価】

平成29年度におけるパブリックコメントは、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン(案)」など12の案件に対し、291件の意見が寄せられた。

区政モニター制度により中高生を含めた幅広い区民の声を継続的に収集している。また、3地域ごとの町会自治会連合会の理事会に区長が出席し、意見交換を行う「きずなトーク」を平成28年度から実施している。

ふれあい館やわくわく☆ひろば(放課後子ども総合プラン(※1))の中には、地域住民が管理運営を行っている所がある。

計画や施策決定の際にはパブリックコメントや区政モニター等を活用して区民の意見を反映しているが、地域で実際に公共サービスの担い手となる区民は、高齢化・固定化する傾向にある。

区民主体のまちづくりを進めるためには地域の課題を地域で共有するしくみづくりが必要となる。幅広い世代の参加には区民がやりがいを持って区政活動に取り組むことができる工夫が重要となる。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】
○年齢が高くなるほど、区政への関心度は高くなり、20代の約7割は関心がないとしている。

⇒高齢者に対して、わかりやすい区政情報の提供を行っていく必要がある。また区政への関心が薄いとみられる多くの若年層に対するアプローチが必要である。

○区政参画または地域活動にスタッフとして参加したことのある人は、全体で約15%、60代・70代では2~3割程度となっている。

活動したことがない人の主な理由としては「きっかけがない」「時間がない」ということがあげられている。

⇒区民に区政参画または地域活動スタッフとしての参加を促すような情報発信、きっかけづくりの工夫が必要になる。

【基本計画2020に向けて】

「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、まちづくりの主役である区民が区とともに地域の課題に目を向け、解決に向けて協働していくことのできるしくみづくりを行う。

【今後の課題】

①時代とともに複雑化・多様化する区民ニーズや地域課題に的確に対応していく必要がある。

区政に関心のない人だけでなく、区政に関心がありながら区政参画や地域活動への参加をしたことのない人、特に若い年代の人たちへの働きかけが課題である。

公共施設等の自主管理運営については、地域住民の高齢化に伴い、担い手不足が顕著になっている地域がある。また、そのような役割があるということが地域の一部の人にしか伝わっておらず、地域への貢献・区政への参加をしたいと考えている人を掘り起こせていない。

【重点施策】

★区民参画の推進

⇒多様な区民ニーズに応え、地域の実情に即した施策を進める必要性から、区民自ら課題意識を持ち、主体的にまちづくりに関わることのできるしくみづくりを行う。

【施策の方向性】

①区民参画の推進

区民の区政への参加を促進するため、幅広い世代の多様な区民のニーズを取り込むしくみづくり、地域コミュニティの形成や地域の課題解決に貢献することへのやりがいを持つきっかけづくりを行うとともに、区と区民が地域の課題を共有し、地域の実情に即した事業を協働して推進する。

【取組み例】

①パブリックコメントだけでなく、対話型ワークショップ等、区民と職員が活発な意見交換を行い、区民が直接政策形成に関わることのできるしくみづくりを行う。

防災訓練や公園美化といった気軽に参加できる活動、関心ごとや悩みごとを共有し活動につなげていけるグループづくりの支援など、多様な区民参画のきっかけづくりを行う。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

区民との信頼関係を築き、透明な行政運営を推進する

【基本計画2015の実績評価】

北区ニュースは、町会・自治会及びポスティング業者を通じて全戸配布を行っている。

平成27年2月、北区公式ホームページは全面的にリニューアルし、わかりやすい情報発信に努めている。また、Twitterに続き、Facebook及びYouTubeを平成27年2月から運用を開始した。

ホームページ推進者を各課へ配置し、正確で最新の情報公開を行う体制を整備している。

個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努めている。

北区公式ホームページのアクセス件数は増加傾向にある。北区公式SNSにおける記事の投稿数は年々増えており、それに伴いフォロワー数も徐々に伸びている。(平成30年10月現在 約6,200人)

わかりやすい区政情報の発信に向けた取組みを推進していくため、親しみやすい広報紙づくりのほか、多様なメディアの活用をさらに推進する必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】
○区政参画のために力をいれるべき施策として、「情報公開など開かれた区政の推進」「多様な手段を活用した区政の情報発信」が回答の上位となっている。
○区政情報の入手先は約8割が北区ニュースと回答している一方、20代の約4割は「特に区政情報は入手していない」としている。

⇒若い世代へアプローチできるような情報発信が必要になる。普段、区政に関する情報は不要と感じている世代であるかもしれないが、防災や防犯、健康や安全に関わること、駐輪や禁煙といったまちのルール等、若い世代にも必要な情報、届けなければならない情報は、その世代に効果的な広報媒体を検討し発信していく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

開かれた情報公開を行い、説明責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築く。区民とともに区政の課題について考えていけるよう、双方向の情報発信を積極的に展開する。

【今後の課題】

①区民との協働によるまちづくりを進めていくためには、何より様々な区政情報をわかりやすく発信していく必要がある。

区民との信頼関係構築のためには、積極的な情報公開や適正な公文書の管理によって、行政の透明性を確保しなければならない。

②北区ニュースの内容の充実に加え、それ以外の多様な手段による区政情報発信が、特に若い世代へのアプローチに対して必要である。

区民が区政に関心を持つためには、区政の課題を区民と共有することが重要であり、そのためには区政情報の発信を行うだけでなく、区民の声を積極的に区が収集、把握することが必要となる。

【重点施策】★情報発信型区政の展開

⇒区民との協働によるまちづくりを推進していくためには、様々な区政情報の積極的な発信が必要であることから、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、マイナポータルやSNSといった手段を活用し、区民がそれぞれに必要な情報、関心のある情報を得られ、区政の課題をともに考えていけるようにする。

【施策の方向性】

①情報公開と透明な行政運営の推進

積極的な情報公開によって、透明性の高い、区民に開かれた区政を実現する。

②情報発信型区政の展開

様々な情報手段の活用により広報・広聴機能を充実し、区民一人ひとりに必要な情報が届き、区民が関心のある情報を的確に得られ、区政の課題をともに考えていけるよう、双方向の情報発信を積極的に展開する。

【取組み例】

①情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用、公文書の適正な管理に努める。

②わかりやすく読みやすいだけでなく、手にとってもらいやすい広報紙づくりを行う。SNSを双方向型コミュニケーションツールとしての活用する方法を検討する。マイナポータル(※2)を活用した公共サービス情報検索システム導入を検討する。

(3) 責任ある協働の推進

区民と区がそれぞれの役割と責任を明確にしなが、連携して協働する

【基本計画2015の実績評価】

大学連携に関して、東洋大学情報連携学部開設を契機として平成28年度に同大学と新たな連携施策に関する覚書を取り交わした。

平成29年度、新しい連携先としてお茶の水女子大学と包括協定を締結した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催気運を醸成するためのイベントや高齢者ふれあい食事会等、様々な事業を包括協定を締結した各大学(※3)をはじめとした、多くの教育機関と連携して実施している。

北区協働推進基金を利用した政策提案協働事業は、開始10年で、北区初の「子育てメッセ」や「点字ブロック点検、検証並びに広域的点字ブロックデータベース制作事業」「依存症でも安心生活サポート事業」「映像アーカイブによる街おこし事業」等、多様な事業を公民連携で実施した。

パブリックコメントをはじめ、区民まつりや観光ボランティアガイド等、「北区協働ガイドライン(平成18年度)」にもとづく協働事業を毎年60以上実施している。

新たな大学との包括協定を締結するなど、大学連携の推進、協働体制の拡大をすることができた。

これまでに政策提案協働事業14事業、地域づくり応援団事業121事業に助成を行い、まちづくりのための新しい担い手の裾野を広げている。

「区民とともに」の基本姿勢のもと、様々な事業を区民、NPO団体及び大学などの教育機関、企業等と協働で進めてきた。

特に大学の専門性を生かした取組はますます重要である。今後はこれまでの連携事業に加え、新たな連携施策を推進していく必要がある。

また、地域課題解決に向けた町会・自治会をはじめとした地域コミュニティとの連携を進め、地域の実情に即したまちづくりを進めていかなければならない。

【社会動向】

【東京都】「地域の課題解決プロボノプロジェクト」「地域活動支援アドバイザー派遣」(※4)等、町会・自治会を支援する取組が進められており、区内の町会においても活用されている。

【区】地域円卓会議(※5)では、地域の課題共有や情報交換を行っている。北区NPO・ボランティアがらぎでは各種講座を開催し、地域の担い手作りの支援を行っている。

⇒地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組を推進していく必要がある。

【今後の課題】

①地域社会を構成する様々な主体との協働が、多様な区民ニーズや地域課題にきめ細かく対応していくために不可欠である。

NPO・ボランティア団体等の先駆性や創造性、柔軟性、大学等の教育機関の専門性等、領域を超えた団体同士のネットワークを生かした取組みが重要となってくる。

②地域課題の解決に向けた活動を行う団体や企業が、活動を継続的かつ活発に行うことができる体制づくりが重要である。

そのためには活動の場だけでなく、団体同士のネットワークづくりが重要となってくる。

【基本計画2020に向けて】

区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、様々な主体との交流・連携をより強化し、それぞれの特性を生かした協働によるまちづくりを推進する。

【施策の方向性】

①協働の推進

行政だけでなく、区民もまた公共サービスの担い手であるという意識のもと、区政の様々な分野において協働の機会の拡充を図るとともに、行政と地域の様々な主体をつなぎあわせる機能を強化する。

大学や企業の知的資源やノウハウ、多様な人材やネットワークを生かした連携事業を推進し、より質の高いまちづくりを行う。

②公益的活動の支援

区民、NPO・ボランティア団体や企業等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、ネットワークの強化を図る。

協働事業に対して適切な評価を行い、事業や活動の定着、運営団体の自立を促進する。

【取組み例】

①地域の活動拠点である地域振興室の交流の場としての機能、情報の受発信機能を生かして、地域円卓会議をはじめとした地域団体同士が連携するための取組を推進し、区民と区政をつなぐ役割を果たす。

大学連携事業、政策提案協働事業を様々な分野において推進する。

②NPO・ボランティアがらぎを中心として、社会貢献活動に関する講座や研修、助成に関する情報提供、運営に関する相談窓口等を実施する。協働事業に対する評価方法についての検討を行う。

【重点施策】

★協働の推進

⇒区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学などの教育機関、企業、商店街といった様々な主体とともに、公民の役割と責任を明確にしなが連携・協働する体制づくりを行う。そのために協働に対する理解促進や協働機会の拡充を図る。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○区政参画のために力をいれるべき施策として「情報公開など開かれた区政の推進」「多様な手段を活用した区政の情報発信」に次いで「区民と一緒に計画を策定し、事業を実施する」が多くなっている。

⇒区と大学との連携・協働に関する協定に基づき、今後さらに、それぞれが持つ人的・知的・物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指していく必要がある。

○今までに、区政参画または地域活動に参加したことの有無について「ある」14.8%「ない」84.3%となっている。「ある」の中で65歳以上の割合は2割を超えている。

⇒地域住民が気軽に地域活動に参加しやすいようなくみづくりが重要である。

4-2

計画的・効率的な
行財政運営の推進 -1基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 計画的な行政運営

- | | |
|---|----------|
| ① | 計画的な行政運営 |
|---|----------|

(2) 健全な財政運営

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 自主財源の拡充 |
| ② | 基金・区債等の計画的活用 |
| ③ | 持続可能な行財政システムの構築 |
| ④ | 財政状況を区民と共有 |

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

- | | |
|---|-----------|
| ① | 組織・機構の改革 |
| ② | 職員定数の適正管理 |
| ③ | 内部統制の構築 |

(4) 職員の資質の向上

- | | |
|---|----------------|
| ① | 職員研修の充実 |
| ② | 人材が育つ職場づくり |
| ③ | 人材育成を目的とした人事管理 |

北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体制を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

重点施策

★計画的な行政運営

⇒施策の着実な実現に向けて、中長期的な視点で計画的に行政運営を進める。

★自主財源の拡充

★持続可能な行財政システムの構築

⇒計画的で安定的な財政運営のため、区税などの自主財源の着実な確保とともに、持続可能な行財政システムの改革を進める。

★組織・機構の改革

⇒多様化・複雑化する行政課題に的確に対応できる組織づくりを進める。

★職員研修の充実

⇒区民の視点に立って主体的に行政課題に取り組むことのできる職員を育成するため、多様な職員研修を実施する。

4-2 計画的・効率的な 行財政運営の推進 -2

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(5) 効率的な行政サービスの提供

- | | |
|---|---------------|
| ① | 行政情報化の推進 |
| ② | 行政サービス提供体制の整備 |
| ③ | 民間活力の活用 |
| ④ | 受益と負担の適正化 |
| ⑤ | 行政評価システムの活用 |

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------------|
| ① | 新庁舎の整備 | |
| ② | 公共施設の再配置の推進 | ○新庁舎の整備
○公共施設の再配置
☆遊休施設等の有効活用の検討 |
| ③ | 区有財産の活用 | ○区有施設エレベーターの改修 |

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 区の行政計画、予算内容に関心を持つ。
- ・ 区の財政状況、税金の使われ方を理解する。
- ・ 庁舎をはじめとした様々な区の施設に対し、その機能や必要性について考える。



区（行政）の役割

- ・ 財政や社会動向の見通しに基づいた計画の立案を行う。
- ・ 健全な財政運営を維持し、新たな財源確保の検討を行う。
- ・ 多様化、複雑化する行政需要と業務の質や量の変化に対応できる組織づくり、職員の育成を行う。
- ・ 効率的な経営改革手法の活用を検討する。
- ・ 長期的な視点で公共施設の配置方針、維持管理方針を立てる。

北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的・効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体制を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

重点施策

★行政情報化の推進

⇒将来的に人口が減少に転ずることが予想される中、AI等のICTを活用した情報通信基盤のさらなる最適化を図るとともに、区の保有するデータを活用した新たな施策への反映を行う。

★行政サービス提供体制の整備

⇒区民満足度の向上のため、電子申請をはじめとしたICTの活用やAI、RPAなどの先端技術の導入検討を行う。

★民間活力の活用

⇒指定管理者制度などの着実な推進と、新たな公民連携手法の導入について検討を行う。

★新庁舎の整備

⇒人にも環境にもやさしく区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる、開かれた新庁舎の整備に向けて取り組む。

★公共施設の再配置の推進

⇒限られた資源の中で区民サービスの向上を図るために、公共施設のあり方を見直し、公共施設マネジメントに取り組む。

(1) 計画的な行政運営

社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する行政需要に的確に対応する

【基本計画2015の実績評価】

基本計画2015を着実に推進することを基本とし、最重要課題である「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」に重点をおいた総合実施計画である、北区中期計画を策定し、様々な課題に対し取り組んできた。

「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本計画や中期計画との整合性を図りながら、将来にわたって活力ある北区の実現に向け重点的に取り組む施策についてまとめた。

中期計画（平成29～31年度）では、最重要課題に積極的に対応すべく、117の事業を計画化し、限られた資源の重点的、効果的な配分を行った。

基本計画や実施計画を策定し、総合的・計画的・効率的な行政運営を進めることは、社会経済動向の変化に伴って区を取り巻く環境も大きく変化する中、区民の多様化・複雑化する行政需要に今後も的確に対応していくためには不可欠である。

【社会動向】

【国】急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるなど、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年に制定した。

【区】区の人口等の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」と、平成27年度を初年度とする5か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定した。平成29年3月に中期計画（平成29～31年度）を策定。中期計画との整合性を図るために「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定した。

⇒計画事業の進行管理にあたっては、区政の課題や国・東京都の動向を把握し、目標を定め、重点的で効率的な区政推進に努めていく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

「区民とともに」を基本姿勢に、協働精神のもと計画的に区政を推進する。

【今後の課題】

①限られた資源の中、社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する区民の行政需要に的確に対応していくためには、各種計画や部門間の調整を図り、財政計画と整合性のとれた具体的で実効性のある事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要がある。

【重点施策】

★計画的な行政運営
⇒施策の着実な実現に向けて、中長期的な視点で計画的に行政運営を進める。

【施策の方向性】

①計画的な行政運営

中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望するとともに、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的、効果的な配分を行い、「北区基本構想」で定められた将来像の着実な実現をめざす。

【取組み例】

①基本計画によって区が取り組むべき主要な施策の方向性を示す。
「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめとした、あるべき将来に向けて取り組むべき重要な課題を設定して計画の策定を行う。
中期計画によって施策の目標と基準を定め、重点的で効果的、効率的な行政執行を推進する。
基本計画・中期計画にもとづいた整合性・実効性のある各分野の行動計画を策定する。

(2) 健全な財政運営

区の財政基盤を強固なものとする

【基本計画2015の実績評価】

学校改築や公共施設の更新、新庁舎建設や本格的なまちづくりの取組み等、計画事業の着実な推進により、歳出規模が拡大傾向にある中、「北区経営改革プラン2015」に基づいた持続可能な行財政システムの確立に向けて、事業の目的や効果の見直し・検証の徹底、限られた資源の重点的・効率的な配分、基金と起債の効果的活用を図ってきた。

少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、経常収支比率（※6）は2年連続して悪化して平成29年度決算においては85.2%となった。一方、企業会計的手法を取り入れた地方公会計制度（※7）による財務書類の作成により、区民への説明責任を果たし、財政の効率化・適正化を推進するための体制整備を進めている。

自主財源の柱である特別区民税は近年増加傾向にあるが、今後も大幅な伸びを期待することは難しい状況にある。また、財政調整基金残高も一時より持ち直したとはいえ、必ずしも23区内において高い水準にあるとはいえない。依然として予断を許さない財政状況の中、創意工夫をもって計画的・安定的な財政運営を進めていく必要がある。

【社会動向】

【国】平成31年10月に消費税率10%へ引き上げ予定、法人住民税のさらなる国税化や地方消費税清算基準の見直しといった税制改正、幼児教育の無償化やふるさと納税による特別区民税の減収といった課題があげられる。

⇒特別区の負担増加が懸念される。

【区】平成29年度より地方公会計制度における財務書類の整備を行う。

⇒発生主義会計による正確な行政コストの把握、財政運営のマネジメント力の強化によって、財政の透明性を高め、区民への説明責任を今後も果たしていく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

長期にわたって安定した財源を確保し、積極的な行財政改革により、柔軟で強固な財政基盤を築く。

【今後の課題】

①先行き不透明な経済情勢の中、区の財政基盤をより強固なものとする必要がある。地方分権が進み、特別区相互間で税源の偏在がある中、均衡のとれた行政水準の確保や、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲が必要である。

②景気や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要の変動に対応できる財政計画が必要である。

③学校改築や公共施設の更新、まちづくりの推進等、課題が山積みである中、持続可能な行財政運営の仕組みの構築が必要である。

④財政状況、区の資源投入についての方針を区民に理解してもらうことが必要である。

【重点施策】

★自主財源の拡充 ★持続可能な行財政システムの構築
⇒計画的で安定的な財政運営のため、区税などの自主財源の着実な確保とともに、持続可能な行財政システムの改革を進める。

【単位施策名の変更】

経営改革の推進 ⇒ 持続可能な行財政システムの構築

【施策の方向性】

①自主財源の拡充

区税等の自主財源確保に努め、財政の健全性を維持する。

②基金・区債等の計画的活用

計画的な基金の積立・運用、区債の活用を行う。

③持続可能な行財政システムの構築

新たな経営改革プランにもとづき、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取組みを進める。

④財政状況を区民と共有

区の財政状況を区民と共有するとともに、区が直面している課題への意識を共有する。

【取組み例】

①行政需要に対する適正な財源措置、都区財政調整制度（※8）の適正な運用を国や都に要請する。

②将来の償還負担のシミュレーションを行う。

③新たな経営改革プランを推進する。

④地方公会計制度を活用した、区の財政状況に関するわかりやすい資料の作成、公表を行う。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

行政需要の変化に対応できる、弾力的な組織づくりを行う

【基本計画2015の実績評価】

「経営改革プラン2015」にもとづき組織体制の見直しを実施。平成28年より国保年金課の窓口業務の一部を外部委託、健康福祉部の組織再編と事務分担の見直し、子ども家庭部と教育委員会事務局の組織再編を実施した。

「北区職員定数管理計画2015」にもとづき、職員定数の適正化を図っているが、待機児童解消等に対応するため、定数自体は増加となった。



「経営改革プラン2015」や「職員定数管理計画2015」における取組み等によって、人件費は減少傾向にある。

将来を見据えた健全で安定的な行財政システムの確立のため、公民の役割分担、仕事の進め方の見直しを通して、より簡素で効率的な組織体制を進めていく必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】 効率的な行政を進めるために区が力をいれるべきこととして、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」が35.1%と最も多かった。一方「部や課を統合したり、職員を減らす」は17.6%と、前回の24.1%から減少した。

⇒身近で容易に行政サービスを受けられるよう区民サービス向上を図る必要がある。

【社会動向】

【国】平成29年6月の地方自治法改正により、特別区は内部統制に関する方針を定め、これにもとづく必要な体制の整備が努力義務とされた。

⇒平成32年4月の改正法施行に向けて、内部統制の体制準備に取りかかる必要がある。

(4) 職員の資質の向上

区民から信頼される職員を育成する

【基本計画2015の実績評価】

「北区人材育成方針」「北区研修基本計画」にもとづき、職員の育成や人事管理の実施を行っている。

実務研修や職層研修のほか、新たに多文化共生や人の多様性に関する研修を通して、多様な考え方を尊重できる職員の育成を行っている。

政策課題研究会ROSEや職員提案制度（※11）を、継続的に実施している。



ROSEや職員提案制度により生まれた提案事業は、各課において実現に向けた検討を行い、事務の効率化や区民サービスの向上等に結びついている。

社会情勢の変化を的確に捉えた研修により、対応力のある職員の育成につながっている。

区民との信頼関係構築のため、職員の職務に対する責任感や倫理観のさらなる醸成、事務処理ミスや不正の防止に向けた取組みを推進していく必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】 「対応した職員についてどのように感じたか」に対し「よかった」と感じた人が64%と、前回から2.1%上昇。
⇒接遇に関する研修を継続して実施するべきである。

【今後の課題】

①区政の担い手である職員一人ひとり、「区民とともに」という基本姿勢を強く認識し、職務遂行能力や全体の奉仕者としての意識を向上させることが、区民との信頼関係構築のために必要である。

②複雑化・多様化する行政課題に対応するため、職員個々の資質の向上だけでなく、組織として職員を支援するしくみづくりが必要である。

③行政課題の複雑化・多様化により、専門性・特殊性の高い業務を行うことのできる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承ができる職員配置が求められている。
公務員の働き方改革や定年延長への動き等に対応のできる人事管理・人材評価システムが必要である。

【基本計画2020に向けて】

業務の質や量の変化に応じた弾力的な組織づくりとともに、内部統制制度の導入を進める。

【今後の課題】

①時代とともに目まぐるしい速さで変化していく区民のニーズに迅速かつ的確に対応していく必要がある。

②事務改善の見直しや公民の役割分担を意識した執行体制の構築により、効率的な事務処理、職員という人材の効果的な活用につなげていくことが必要である。

③内部統制制度（※9）の導入に向けて推進体制の構築や事務上のリスク管理などの準備を進めていく必要がある。

【重点施策】

★組織・機構の改革

⇒多様化・複雑化する行政課題に的確に対応できる組織づくりを進める。

【単位施策の変更】

①組織・機構の改革：従来の単位施策②組織の肥大化防止の要素を吸収して1つの単位施策とした。

③内部統制の構築：新設

【基本計画2020に向けて】

区民から信頼され、主体的に区政や職場の課題解決に取り組む職員の育成、職場づくりに努める。

【施策の方向性】

①職員研修の充実

区民とともに協働のまちづくりを推進する職員の育成、多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成する。
事務処理能力やコミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成する。

②人材が育つ職場づくり

職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、主体的・意欲的に課題等に取り組む、政策形成過程や事業計画策定に積極的に参加ができる職場づくりを推進する。

③人材育成を目的とした人事管理

職員の能力を発掘し、長期的視点に立った人事管理、職員が明確な目標をもって業務に取り組み、成果が評価される人事管理、社会情勢や制度の変化に適応した人事管理を行う。
専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置を行う。

【重点施策】

★職員研修の充実

⇒区民の視点に立って主体的に行政課題に取り組むことのできる職員を育成するため、多様な職員研修を実施する。

【施策の方向性】

①組織・機構の改革

機能的かつ効率的で、社会の変化に対応できる弾力性のある組織体制、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築する。

②職員定数の適正管理

限られた人材を効果的に活用する職員配置を行うとともに、外部化やIT技術の導入によって総職員数の適正化を図る。

③内部統制の構築

財務に関する事務などの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために内部統制制度を導入する。

【取組み例】

①役割の薄れた組織の統合・廃止や新たな課題に対応した組織の再編を行う。

②指定管理者制度等の外部化手法を有効活用し、RPA（※10）等、IT技術の導入を検討する。

③内部統制制度導入の検討・準備を行う。

【取組み例】

①「北区人材育成基本方針」に示すめざすべき職員像の実現に向けて、実務研修や専門研修、職層研修などの取組みを進める。

時代のニーズに応じた研修や、内部統制研修、e-ラーニングによる自己啓発支援など、多様な研修を開催し、積極的な受講を促す。

②OJT制度による日常的な職務を通じた人材育成を進め、実務能力の向上や昇任意欲の醸成につながる「学習する職場風土」づくりを推進する。
管理職や係長級職員のマネジメント能力の強化に取り組み、職員の能力向上につなげる。

③「人材育成基本方針」に基づいた効果的なジョブローテーションを実施する。
人事評価制度にもとづく適切な処遇および、職員の能力や適性を活かす人事制度を推進する。
職員の健康管理体制、職場の安全管理体制の確立・強化を進める。

【単位施策の変更】

職員参加の推進

⇒人材が育つ職場づくり

(5) 効率的な行政サービスの提供

区民の視点に立った、質の高い公共サービスを区民に提供する

【基本計画2015の実績評価】

情報通信基盤の最適化のため、サーバ機器等の仮想化を進めた。また、高度複雑化するサイバー攻撃等への対応として、新技術による情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを図った。

平成28年度、国保年金課の窓口事務を一部業務委託化。平成29年度、赤羽会館に指定管理者制度を導入。

毎年、年末ワンストップ窓口による区民からの納付相談を受け付けている。また平成29年度に債権管理条例を制定した。

新技術によるセキュリティ対策を実施することで情報セキュリティ対策を強化した。また官民データの利用促進の環境整備を図るための取り組みを進めている。

管理者制度や事務の外部委託化など、民間活力の導入を進め、定着してきた。

債権収納率向上の取り組みにより、区民税では平成25年度収入率93.60%が平成29年度には97.25%となった。

情報通信機器の普及等により社会的にオンライン手続が浸透している状況で、セキュリティ強化は必要不可欠であり、一層推進していく必要がある。また、区が所有する統計データ等の情報に対する需要が増え、利用しやすい形式での積極的な公開が求められている。

指定管理者制度の導入を積極的に行い、区民サービスの向上や財政負担軽減を図っている。

引き続き内部努力の徹底を図りながら、持続可能な行財政システムを作り上げていかなければならない。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】効率的な行政を進めるために区が力をいれるべきこととして、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」が35.1%と最も多かった。また「行政以外でできるサービスの外部委託や指定管理者制度、民営化を推進」が19.5%となっている。

⇒既存の事務事業など様々な公民の役割分担を見直し、区の担うべき役割を明確化する必要がある。

また、区民サービス向上のため、身近で容易に行政サービスを受けられるしきみを検討する必要がある。

【今後の課題】

①行政手続きのオンライン化や、区が保有する多岐にわたる情報資産を効果的に活用できるしくみが求められている。

行政の情報等サイバー攻撃等から守るために、新しい技術を活用したセキュリティ対策が必要となっている。

②基礎自治体として区民生活を支えるため、迅速で正確な行政サービスの提供に努め、区民満足度の向上を図る必要がある。

③区は公民の役割分担を明確にしなが、民間団体やNPOなど「公」を担う多様な主体と連携を図り、質・量ともに増大していく行政需要に的確に対応していかなければならない。

④区民サービスの財源となる区税等の収入率の向上、施設利用料や手数料等の受益者負担の適正化は、公平性の確保という観点からも重要である。

⑤内部努力の徹底、事務事業の見直しや再構築を進めていくためには、これまでの実施方法や内容について検討しなければならない。

【基本計画2020に向けて】

北区の明るい未来を築き、区民の満足度を向上させていこう、将来を見据えた持続可能な施策・事業展開を可能とする行財政システムを構築する。

【施策の方向性】

①行政情報化の推進

新たな技術を取り入れた情報通信基盤全体のさらなる最適化を図り、人口動態の変遷等に対応するAI等のICTを活用した施策を推進する。

区が保有する多種多様な情報資産については、サイバー攻撃等から守るセキュリティ対策の強化を行うとともに、民間視点での活用を図るためのオープンデータ化や、新たな施策等に反映させるための区内における情報共有を推進する。

②行政サービス提供体制の整備

便利で分かりやすい窓口を整備するとともに電子申請・電子納付を推進することで、身近で容易な行政サービスの提供を行う。

AIやRPAといった先端技術を活用した事務の効率化や区民サービス向上について検討を行う。

③民間活力の活用

多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、民間事業者やNPO等、様々な手法による連携を行う。

④受益と負担の適正化

区間間の公平の観点から、区税等の収納率の向上を図るとともに、受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、受益者負担の適正化を進めていく。

⑤行政評価システムの活用

事業のコストや成果から区民の視点に立った評価を行い、今後の施策や事業展開に反映させていくとともに、評価結果を公開することで、行政の透明性を高め、説明責任を果たす。

【取組み例】

①クラウド等を見据えたシステムの更なる集約統合とBPR（※12）を含めた総合的なシステム最適化に向けた取組みの研究を行う。

区内ポータルを活用した情報共有や職員のICT活用能力の向上、セキュリティ意識の向上に向けた取組みをさらに推進する。

②ICTを活用した申請業務の効率化。

使いやすい電子申請システムサービスの充実、マイナンバー制度による手続きの簡素化や業務の効率化を進める。

AIやRPAの導入に向けた調査・検討を行う。

③指定管理者制度や業務委託のさらなる活用、事業の民営化や事業者の誘致、新たな公民連携手法についての検討を行う。

④ワンストップ納付相談窓口や債権管理条例の適正な運用による収納率の向上を図るとともに、新たな収納手法について検討する。

使用料・手数料の定期的な改定を実施する。

⑤評価結果を施策に反映できる、効果的な行政評価システムについての再検討を行う。

わかりやすく経年比較等の利活用がしやすい、行政評価結果の集積方法・データ化方法についての検討を行う。

【重点施策】

★行政情報化の推進

⇒将来的に人口が減少に転ずることが予想される中、AI等のICTを活用した情報通信基盤のさらなる最適化を図るとともに、区の保有するデータを活用した新たな施策への反映を行う。

★行政サービス提供体制の整備

⇒区民満足度の向上のため、電子申請をはじめとしたICTの活用やAI、RPAなどの先端技術の導入検討を行う。

★民間活力の活用

⇒指定管理者制度などの着実な推進と、新たな公民連携手法の導入について検討を行う。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

公共施設の適正な更新や管理、区有財産の効果的な利活用を図る

【基本計画2015の実績評価】

新庁舎の整備については、平成29年7月に国立印刷局王子工場との間で協定を締結し、建設予定地が定まった。さらに平成30年「新庁舎建設基本計画」の策定に着手した。

「公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定し、区の建築物に道路や橋梁等のインフラを含めたすべての公共施設等を対象として、区の状況や公共施設等の現状から課題や基本的な考え、基本方針を整理した。

学校施設跡地については「北区学校施設跡地利活用指針」にもとづき、学校ごとの利活用計画を策定している。

「学校施設跡地利活用計画」の策定にあたっては、外部有識者や区民代表の方等からなる検討委員会を設置し、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるとの考え方のもと、検討を行っている。

遊休地や遊休施設については、発生が見込まれた時点で利活用方針の検討を行い、有効な活用や処分を推進している。

財政の見通しが不透明な中、将来的に負担できる公共施設の更新費用は現在より少なくならざるをえない。用途変換、機能の集約化・複合化、統廃合や廃止といった様々な方策についての検討を重ねながら、限られた資源の中で区民サービスの向上を図るという観点で、公共施設のマネジメントを行う必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】公共施設にかかる経費削減のために区が力をいれるべきこととして、「民間のノウハウや資金を活用」が4割半ば、「施設の用途変更を行う」が4割程度、「施設機能の集約化・複合化」「適正な維持管理によってできるだけ長く施設を使用する」が3割半ばとなっている。

⇒施設管理に関する効果的な事業手法を検討していく必要がある。

【人口推計調査（平成30年度）】今後平成40年にかけて人口のピークを迎え、それ以降は人口減少に転ずる。

⇒人口推計を踏まえ、適正な行政サービスの提供に柔軟に対応できる公共施設の配置、新庁舎の整備を考えていかなければならない。

【今後の課題】

①新庁舎の整備については、社会動向等を踏まえた行政サービスのあり方を検討するとともに、建設予定地の周辺状況を考慮しながら取り組みを進める必要がある。

②今あるすべての公共施設を大規模改修や改築などの対応をしていくことは財政的に難しい。人口動向や区民意識の変化を捉え、適切な施設の配置を行う必要がある。

③学校施設跡地や遊休施設などの区有財産は財源の確保という観点から、貸付・売却を含めた検討を行う必要がある。

【基本計画2020に向けて】

区民福祉の向上に向けて、新庁舎をはじめとした公共施設の整備を進めるとともに、社会状況や区民意識の変化など、様々な観点から適切な公共施設のマネジメントに取り組む。

【施策の方向性】

①新庁舎の整備

人にも環境にもやさしく区民に親しまれるとともに、適切な行政サービスを提供することのできる新庁舎の整備を、王子駅周辺のまちづくりと連動して進める。

②公共施設の再配置の推進

行政サービスの水準を維持しながら、施設の総量を抑制し、施設機能の集約化・複合化を図りながら、公共施設の将来コストを縮減する。

重要度・緊急度に応じた計画的な施設改修や適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図る。

区民のニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、統廃合や廃止を検討するとともに、既存施設のさらなる有効活用を図る。

③区有財産の活用

学校施設跡地や遊休施設等の区有財産については、貸付・交換・売却などの方法を含め、利活用を積極的に図る。

【取組み例】

①「新庁舎建設基本計画」を策定し、建設に向けた設計および工事を進めるとともに、庁舎移転に向けた準備を行う。

②道路や公園といったインフラ、学校などの個別施設ごとの長寿命化等を定めた「個別施設計画」を策定し、適切な公共施設機能の維持管理を行う。

今後の人口動向や区民意識の変化、老朽化する施設の更新時期等を踏まえながら、具体的な施設の再配置に取り組む。

③学校施設跡地利活用検討委員会等、基本計画実現のための資源調達や地域のまちづくりの推進に寄与するという観点から十分な検討を行い、「学校施設跡地利活用計画」を策定する。

【重点施策】

★新庁舎の整備

⇒人にも環境にもやさしく区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる、開かれた新庁舎の整備に向けて取り組む。

★公共施設の再配置の推進

⇒限られた資源の中で区民サービスの向上を図るために、公共施設のあり方を見直し、公共施設マネジメントに取り組む。

4-3

自治権の拡充と
広域的な連携・協力の推進基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1)自治権の拡充

- | | | |
|---|----------|--|
| ① | 地方分権の推進 | |
| ② | 財政自主権の確立 | |

(2)「北区らしさ」の創造と発信

- | | | |
|---|----------------------|----------------|
| ① | シティプロモーション・イメージ戦略の推進 | ○シティプロモーションの推進 |
| ② | 北区の特性を生かした施策の推進 | |

(3)広域的な連携・協力の推進

- | | | |
|---|--------------|------------------------------------|
| ① | 広域的な連携・協力の推進 | ○友好都市交流協定の締結
☆他自治体との新たな連携・交流の推進 |
| ② | 自治体間交流の推進 | |

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・国、東京都、区がそれぞれ実施している事業、役割について関心を持つ。
- ・区の個性や魅力を発掘し、SNSを活用して広く発信していく。
- ・おすすめのスポットなどを、積極的に家族や友人に勧める。
- ・区と関わりのある都市について関心を持ち、交流イベントに参加する。
- ・異なる文化に接しながら、自らの地域の良さを再発見する。



北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。
また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。
さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

重点施策

★地方分権の推進

⇒区民に身近な基礎自治体としての役割を果たしていかなければならない。

★シティプロモーション・イメージ戦略の推進

⇒ターゲット層である子育てファミリー層・若年層に対し影響力を与えていくため、北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策等を検討する。

★自治体間交流の推進

⇒首都東京の自治体として、他自治体を実施する地方創生の取組みへ協力するとともに、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、相互の地域活性化につなげる。

区（行政）の役割

- ・区民に最も身近な自治体としての責任を持つ。
- ・北区ブランドの形成に向けたシティプロモーションを充実させる。
- ・観光スポットや区の魅力について、効果的な情報発信を行う。
- ・区域を越えた取組みが必要な課題における他自治体との連携・協力を推進する。
- ・様々な分野で国内外の自治体との交流を促進し、相互発展に努める。

(1)自治権の拡充

区民に最も身近な自治体として、自立した都市となる

【基本計画2015の実績評価】

国民健康保険制度の改正に伴う激変緩和措置や、介護保険制度の充実、保育士の処遇改善や待機児解消を実施するための予算投入といった子育て支援策の充実、ふるさと納税制度の見直しなど、様々な分野の課題に対する要望を、全国市長会や特別区長会を通して国や都に行ってきた。

真の分権型社会の実現をめざし、国・東京都との役割分担を明確にするとともに、他区市町村と連携して地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な方策を引き続き求めていく必要がある。

【社会動向】

【国・東京都】児童福祉法の改正により、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされた。

⇒児童相談所の設置に向けた財政支援や職員の専門研修の充実等を図るよう、国や東京都に要請していく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

国や都の動向を踏まえて、都区制度や地方自治のあり方についての研究を他区と連携して進める。

【今後の課題】

①地域の課題を解決する、住民に一番身近な基礎自治体として、区民のニーズや社会情勢の変化に対応した施策を実現していかなければならない。

②自主的、自立的な事務事業の執行のため、国や東京都と区の役割分担に応じた適切な財源の配分を求めていく必要がある。

【重点施策】

★地方分権の推進 ⇒区民に身近な基礎自治体としての役割を果たしていかなければならない。

【施策の方向性】

①地方分権の推進

基礎自治体優先の原則のもと、地域の課題を解決する自立した都市となるべく、適切な権限の委譲を国や東京都に求めていく。

②財政自主権の確立

事務権限の委譲や拡充に見合う財源確保、課税自主権の拡充を国や都に求めていく。

【取組み例】

①②全国市長会や特別区長会を通して、区としての要望を伝えていく。

他区と連携して、都区制度や地方自治の在り方についての研究や施策の展開を図るとともに、児童相談所の設置に向けた協議を東京都と進める。

(2)「北区らしさ」の創造と発信

北区の個性と魅力を広く発信し、知名度とイメージを高める

【基本計画2015の実績評価】

平成28年3月に「北区シティプロモーション方針」を策定し、ターゲットの再認識と整理、庁内推進体制の整備等を行い、ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を活用しながら、戦略的・効果的な情報発信を推進している。また、「東京都北区赤羽」の著者である清野とおる氏の描き下ろし漫画を採用したPRポスター掲出やメモリアルフォトスポット設置といった取組みを展開した。

イメージ戦略では、東京家政大学生(U-KISS)と区若手職員(0-KISS)との協働により、区のPR動画を制作するなど、区の魅力発信に取り組んでいる。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○区への定住意志は「ずっと住み続けたい」が43.4%と最も高く「当分は住み続けたい」とあわせると、定住意向が8割を超える。一方18～49歳までの転居意向が3割近くと高い。
⇒子育てファミリー層、若年層の定住意向を高める必要がある。

○区への愛着度は「愛着派」が8割を超え、前回調査と比較すると4.1ポイント増加している。
⇒シティプロモーションの効果が感じられる。

○地域活動等に参加したことが「ある」は概ね年齢が高くなるほど多く、49歳以下は9割以上が参加していない。
⇒子育てファミリー層、若年層に対する地域への興味・関心の喚起が必要である。

○ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」の認知度は4割半ばと増加した。一方18～29歳で「まったく知らない」が6割半ばである。
⇒ブランドメッセージを活用した情報発信の効果はでているが、若年層を中心とした、ブランドメッセージを活用した情報発信に力を入れる必要がある。

○区のイメージアップ施策では「多様なメディア媒体による北区に関する報道」が増加し、上位となっている。
⇒多様なメディア媒体により、幅広い層に区に関する情報を届けていく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心とした区の魅力発信に取り組む。

【今後の課題】

①都内における北区の知名度やイメージの認知度はまだ低く、北区の個性と魅力を区内外に向けて広く発信し、知名度やイメージを高めていくことが必要となる。

意識・意向調査における区民の定住意識は8割を超えているが、18～49歳までの転居意向が3割近くと高くなっている。子育てファミリー層、若年層の定住意向を増加させていくため、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心を喚起していくことが課題となる。

②区の持つ魅力を行政だけでなく、区民自身が発信し、区内外へ発信していくしくみづくりが必要である。

【重点施策】

★シティプロモーション・イメージ戦略の推進

⇒ターゲット層である子育てファミリー層・若年層に対し影響力を与えていくため、北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策等を検討する。

【施策の方向性】

①シティプロモーション・イメージ戦略の推進

北区の知名度やイメージを高めていくため、子育てファミリー層・若年層をターゲットの中心とした情報発信に取り組む。

北区の個性や魅力の発信力を高めることで、区民の北区に対する誇りや愛着の醸成、地域への興味・関心の喚起につなげ、地域の活性化、地域のきずなづくりへと発展させていく。

②北区の特性を生かした施策の推進

北区の特性を生かした北区らしい施策を、区民とともに推進する。

国や東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織とも協働しながら、区の魅力発信を観光事業と含めて推進する。

【取組み例】

①ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を活用したプロモーションのさらなる展開。

北区ゆかりの人材の新たな発掘、活用策などを検討するとともに、0-KISS・U-KISSといった若い世代の活動分野の拡大等に努める。

②フォトコンテストのような区民視点・区民発信によってまちの魅力をPRする事業を推進する。

文化や歴史、水辺やみどりの空間といった北区の資源を活用した事業の検討を行う。

平成30年5月には北区人口が約25年ぶりに35万人を超え、また住みたいまちランキング2018では、赤羽が19位(前年21位)にランクインされるなど、シティプロモーションの効果を感じることができる。

北区の個性や魅力がメディアへ掲載されることも増えてきており、知名度も高まりつつある。

北区にゆかりのある人を活用したシティプロモーション・イメージ戦略事業は、北区の知名度とイメージを高める効果がみられた。ターゲットである区民や区外の子育てファミリー層、若年層に影響のある北区にゆかりのある人材の新たな発掘、活用策を検討し、さらなる情報発信に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

なお「北区イメージ戦略ビジョン第2次行動計画」の計画期間が概ね2021年であることから、計画の見直しを検討する必要がある。

(3) 広域的な連携・協力の推進

国内外の自治体との交流を深め、地域活性化と相互の発展を図る

【基本計画2015の実績評価】

平成28年3月に策定（29年3月に改定）した「北区版総合戦略」における5つの基本目標の一つを「他自治体と共に発展できる取組を進める」として、具体的な施策に取り組んできた。

全国の各地域の活性化やまちの元気につながる取組を展開する「特別区全国連携プロジェクト」において、岩手-北区連携マルシェといった事業を実施した。災害時の物資支援や施設利用等に関する防災協定を他自治体や学校、民間企業などと締結しており、随時内容の見直しや新たな協定を検討している。

平成29年に友好都市（山形県酒田市・群馬県甘楽町・群馬県中之条町）の交流協定締結20周年を記念したイベントの実施やPR動画の作成を行った。現在、4番目となる友好都市候補の具体化について検討中である。

国外では北京市西城区との友好交流合意書を締結しており、平成29年にはアメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市とパートナーシティ協定を締結、文化や教育、スポーツといった幅広い分野における交流を行っている。

ふるさと体験事業や青少年交流団の派遣など、小学生から高校生を中心とした交流事業を通じて、友好都市との親善を深めている。

自治体同士の交流は、住民の交流、企業や産業の交流へとつながり、様々な分野における新たなアイデアの創出に寄与するものと考えられる。

北区も含め、東京都、国全体として人口減少という課題解決、まちの活性化に取り組むためには、他自治体との連携・協力が不可欠である。

都市間における意見交換やネットワーク体制を充実させ、情報発信力の強化や新たな連携や事業の見直しを進めていく必要がある。

【社会動向】

【国】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年度に閣議決定し、各自治体において地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し実行するよう努めること、との方針を示した。

【区】平成28年「北区版総合戦略」を策定（平成29年改定）。他自治体との相互発展を基本目標に据える。

⇒北区と他自治体、それぞれの特性、魅力や地域資源をいかした連携・交流事業を推進する必要がある。

【今後の課題】

①河川の水環境保全や土壌汚染などの環境問題、都市計画道路の整備、防災対策等北区だけでは解決できない課題、区域を越えた取組が必要な課題については自治体間の連携が必要となる。

観光や産業、福祉や教育、環境問題といった様々な面において、広域連携のメリットを研究していく必要がある。

ICTやインターネット環境の発達により、周辺自治体だけでなく遠隔自治体との広域連携も視野に入れることが可能となった。

②首都東京の自治体として、国内外の自治体と友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図っていく責務がある。

北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら、自らの地域への理解や関心を深める機会を持つことが重要である。

【基本計画2020に向けて】

国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として国内外の自治体と幅広い友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図る。

【施策の方向性】

①広域的な連携・協力の推進

周辺自治体との連携・協力を推進し、観光・産業・福祉・教育・環境等、多方面における効果的・効果的な取組について検討する。

大規模な災害時には、国や東京都と連携して支援・受援態勢を整え、迅速な復旧・復興に努める。

周辺自治体だけでなく遠隔自治体とも情報・知識の共有を図る。

②自治体間の交流の推進

地域活性化と相互発展を目指して、国内外の自治体との交流を推進する。

新たな友好交流都市の選定にあたっては、既存の民間交流や人口・産業・文化等共通の価値観に基づく交流の発展性、また農村と都市などお互い不足する要素の補完性といった観点から検討を進める。

現在友好都市交流協定を締結している都市とは、相互に協力し、新たな視点から都市間の連携・交流事業の更なる促進を図る。

【取組事例】

①他自治体や団体との様々な分野における協定締結の見直し・検討を行う。

大規模な災害時には、国や東京都と連携して対口支援方式（※13）により、迅速な災害対策業務を遂行する。

ICTを活用した遠隔WEB会議の検討など、他自治体との連携協力体制を強化する。

②友好都市間で相互の視察や、まちの魅力PR、地域活性化を目的としたイベントの実施等により、さらなる交流活動を推進する。

北区と友好都市がお互いに得られるメリットを整理し、候補地の選定を進める。

防災、教育、産業等あらゆる分野において、ともに課題を検討していく自治体交流検討会を拡充し、新しい連携の形を具体化する。

特別区全国連携プロジェクト事業を推進するとともに、他自治体を実施する地方創生の取組に対して、実施会場の貸出や情報提供等の協力をを行う。

海外の友好都市とは青少年交流団等の派遣・受入事業を継続する。

【重点施策】

★自治体間の交流の推進

⇒首都東京の自治体として、他自治体を実施する地方創生の取組へ協力するとともに、産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、相互の地域活性化につなげていく。

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

(1) 区民参画の推進

※1 わくわく☆ひろば（放課後子ども総合プラン）

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校の教室や校庭、体育館などを使い、専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、安全・安心な活動場所（居場所）を提供する事業。学年を越えた交流を図りながら、学習活動、体験学習、校庭遊びや季節行事などを体験する。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

※2 マイナポータル

行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる、政府が運営するWEBサービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となる。

(3) 責任ある協働の推進

※3 大学連携（大学との包括協定の締結）

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯などの地域課題の解決をめざす。

- ・東京家政大学・東京家政大学短期大学部（平成 22 年度）
- ・学校法人東洋大学（平成 23 年度）
- ・学校法人帝京大学（平成 24 年度）
- ・女子栄養大学（平成 25 年度）
- ・学校法人東京成徳学園（平成 26 年度）
- ・国立大学法人お茶の水女子大学（平成 29 年度）

※4 地域の課題解決プロボノプロジェクト・地域活動支援アドバイザー派遣

東京都主催の事業で、町会・自治会の課題解決のために、企業人等が仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」によって支援する。また、さまざまな知識を持った専門家を派遣し、課題の解決に向けたアドバイスをを行う。

※5 地域円卓会議

町会・自治会、青少年地区委員会、赤十字奉仕団、民生・児童委員、小学校・中学校PTA、商店街・企業など地域の様々な活動団体がお互いに活動内容を理解し、情報交換をすることで、今まで以上に地域での連携を深めるきっかけを作るために「地域円卓会議」を開催している。

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進

(2) 健全な財政運営

※6 経常収支比率

財政の硬直化の度合いを示す指標で、比率が高いほど新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われるとされている。

※7 地方公会計制度

「発生主義」により、地方自治体が所有する資産・負債や資金の流れに関する情報を総体的・一覽的に把握し、地方自治体が「現金主義」によって行ってきた、予算・決算の制度を補うことを目的として整備した制度。

「発生主義」…経済事象の発生に基づく会計処理方法。現金の収入支出だけでは明らかにしにくい経費や、資産・負債の状況を明らかにできる。

「現金主義」…現金の収支という客観的な情報に基づく会計処理方法。

※8 都区財政調整制度

都区の事務配分に応じた財源の振り分けと、一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、東京都と23区及び23区相互間の財源を調整するしくみ。23区の行政が自主的かつ計画的な運営を確保することを目的とする。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

※9 内部統制制度

事務執行に係るリスクを予め把握することにより、未然に防止、あるいは、リスクが顕在化した場合に適切に対応するしくみのこと。平成29年に地方自治法が改正され、平成32年度より都道府県及び指定都市への導入が義務付けられている。

※10 RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)

ソフトウェアロボットが、業務プロセスを自動化して処理をするシステム。

(4) 職員の資質の向上

※11 政策課題研究会 ROSE・職員提案制度

- ・政策課題研究会 ROSE：「道筋(ROute)を研究する(reSEarch)会議(SEssion)」。新たな行政課題に対し、若手職員の自由な発想によって調査・研究を行いながら北区独自の施策を提案し、創造的な区政運営推進・職員の政策形成能力の向上を図ることを目的とした研究会。
- ・職員提案制度：区民サービスの向上及び事務事業の改善等について、広く職員から提案を求め、職員の英知を施策に反映させ、区政の活性化を図ることを目的とした制度。

(5) 効率的な行政サービスの提供

※12 BPR (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)

全ての業務プロセスの再統合・最適化を目指して構築し直すこと。

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

(3) 広域的な連携・協力の推進

※13 対口支援方式

大規模災害発生時に、被災自治体と支援する都道府県・政令指定都市をペアにするカウンターパート方式。平成30年度に総務省が要綱制定。被災自治体への支援の偏りをなくすとともに、被災者への対応を迅速化させることを狙いとする。

施策体系図新旧対照表

赤字：検討会資料に記載のある要素（基本計画2015にも記載されている要素）

※資料に記載された内容に応じて多少の言い換え・要素の統合をしている場合あり（下線部分）

赤字（黄色セル）：検討会資料で初めて出てきた要素（基本計画2015にはなかった要素）

青字：検討会資料には記載のない要素（基本計画2015には記載されている要素）

※取り消し線のあるものは、現段階で基本計画2020には記載しないと判断している要素

青色セル：名称の変更や内容統合等があった単位施策

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

基本計画2015		基本計画2020	
基本施策		基本施策	
単位施策		単位施策	
施策の方向		施策の方向	
(1) 区民参画の推進		(1) 区民参画の推進	
①区民参画の推進		①区民参画の推進	
区民参画の機会と場の拡充		区民参画の機会と場の拡充	
様々な場面での区民参画の推進		様々な場面での区民参画の推進	
区民ニーズの把握		区民ニーズの把握	
区民参画のしくみづくり		区民参画のきっかけづくり	
(2) わかりやすく開かれた区政の推進		(2) わかりやすく開かれた区政の推進	
①情報公開と透明な行政運営の推進		①情報公開と透明な行政運営の推進	
透明な行政運営の推進		透明な行政運営の推進	
情報公開の推進		情報公開の推進	
監査機能の強化		監査機能の強化	
②情報発信型区政の展開		②情報発信型区政の展開	
広報活動の充実		広報活動の充実	
様々な情報手段の活用		様々な情報手段の活用	
広報・広聴機能の充実		広報・広聴機能の充実	
(3) 責任ある協働の推進		(3) 責任ある協働の推進	
①協働の推進		①協働の推進	
連携・協働体制の整備		連携・協働体制の強化	
協働に対する理解促進		協働に対する理解促進	
協働の機会の拡充		協働の機会の拡充	
②公益的活動の支援		②公益的活動の支援	
ボランティア・社会貢献活動の支援		社会貢献活動の支援とネットワークの強化	
NPO・ボランティア団体の交流促進		活動の定着と運営団体の自立支援	

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進

基本計画2015		基本計画2020	
基本施策		基本施策	
単位施策		単位施策	
施策の方向		施策の方向	
(1) 計画的な行政運営		(1) 計画的な行政運営	
① 計画的な行政運営		① 計画的な行政運営	
計画的な行政運営の推進		計画的な行政運営の推進	
重要課題への総合的かつ戦略的な施策の推進		重要課題への総合的かつ戦略的な施策の推進	
(2) 健全な財政運営		(2) 健全な財政運営	
① 自主財源の拡充		① 自主財源の拡充	
自主財源の安定確保		自主財源の安定確保	
都区財政調整制度の改善の要請		都区財政調整制度の改善の要請	
国、都への適切な財源措置の要望		国、都への適切な財源措置の要望	
② 基金・区債等の計画的活用		② 基金・区債等の計画的活用	
基金・区債等の計画的活用		基金・区債等の計画的活用	
③ 経営改革の推進 名称変更		③ 持続可能な行財政システムの構築	
経営改革の推進		経営改革の推進	
収入確保策の導入		収入確保策の導入	
④ 財政状況を区民と共有		④ 財政状況を区民と共有	
財政状況の公表		財政状況の公表	
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現		(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	
① 組織・機構の改革 統合		① 組織・機構の改革	
横断的な組織体制の構築		横断的な組織体制の構築	
簡素で効率的な組織体制の整備		機能的・効率的で弾力性のある組織体制の構築	
② 組織の肥大化防止		② 職員定数の適正管理	
組織の肥大化の防止		効果的な職員配置	
③ 職員定数の適正管理		総職員数の適正化	
職員定数の適正管理		③ 内部統制の構築	
総職員数の適正化 新設		内部統制制度の導入	
(4) 職員の資質の向上		(4) 職員の資質の向上	
① 職員研修の充実		① 職員研修の充実	
協働のまちづくりを推進する職員の育成		協働のまちづくりを推進する職員の育成	
区民から信頼される職員の育成		区民から信頼される職員の育成	
高い倫理観を持った職員の育成		高い倫理観を持った職員の育成	
② 職員参加の推進 名称変更		② 人材が育つ職場づくり	
職員参加の環境整備		職員が主体的に課題解決に取り組む職場づくり	
活力ある職場づくりの推進		職員が政策形成へ参加しやすい職場づくり	
③ 人材育成を目的とした人事管理		活力ある職場づくりの推進	
長期的・計画的な人事管理		③ 人材育成を目的とした人事管理	
業務を継承できる職員配置		長期的・計画的な人事管理	
能力・業績を重視した人事管理制度の定着		業務を継承できる職員配置	
		能力・業績を重視した人事管理制度の推進	

基本施策		基本施策	
単位施策		単位施策	
施策の方向		施策の方向	
(5) 効率的な行政サービスの提供		(5) 効率的な行政サービスの提供	
①行政情報化の推進		①行政情報化の推進	
	電子区役所の推進		電子区役所の推進
	情報資産の活用		情報資産の活用
	新たな取り組みの効果的な活用		新たな取り組みの効果的な活用
②行政サービス提供体制の整備		②行政サービス提供体制の整備	
	便利でわかりやすい窓口の整備		便利でわかりやすい窓口の整備
	行政窓口の充実		身近で容易な行政サービスの提供
	仕事のあり方や進め方の見直し		事務の効率化・区民サービスの向上
	区民サービスの利便性の向上		他自治体との業務連携や共同処理の検討
	他自治体との業務連携や共同処理の検討		
③民間活力の活用		③民間活力の活用	
	役割分担の明確化		役割分担の明確化
	積極的な民間活力の活用		積極的な民間活力の活用
	公民連携手法の導入		公民連携手法の導入
④受益と負担の適正化		④受益と負担の適正化	
	収納率の向上		収納率の向上
	受益者負担の適正化		受益者負担の適正化
⑤行政評価システムの活用		⑤行政評価システムの活用	
	行政評価システムの活用		行政評価システムの活用
	評価結果の公表		評価結果の公表
	職員の意識改革と政策形成能力の向上		職員の意識改革と政策形成能力の向上
	外部評価の導入		外部評価の導入
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用		(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用	
①新庁舎の整備		①新庁舎の整備	
	新庁舎の整備		新庁舎の整備
②公共施設の再配置の推進		②公共施設の再配置の推進	
	公共施設の総量抑制		公共施設の総量抑制
	施設の適切な維持補修による長寿命化		施設の適切な維持補修による長寿命化
	施設の多目的化や用途転換		施設の多目的化や用途転換
	施設の集約化・複合化		施設の集約化・複合化
	施設の統廃合や廃止		施設の統廃合や廃止
	施設更新における公民連携手法の導入検討		施設更新における公民連携手法の導入検討
	他自治体との連携による施設構成の検討		他自治体との連携による施設構成の検討
	公共施設等総合管理計画の策定		公共施設等総合管理計画の策定
③区有財産の活用		③区有財産の活用	
	区有財産の有効活用		区有財産の有効活用

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

基本計画2015		基本計画2020	
基本施策		基本施策	
単位施策		単位施策	
施策の方向		施策の方向	
(1) 自治権の拡充		(1) 自治権の拡充	
①地方分権の推進		①地方分権の推進	
権限移譲と職員移管等の要請		権限移譲と職員移管等の要請	
新たな都区関係の構築		新たな都区関係の構築	
②財政自主権の確立		②財政自主権の確立	
安定的・恒久的な財源確保の要請		安定的・恒久的な財源確保の要請	
税源拡充の要請		税源拡充の要請	
(2) 「北区らしさ」の創造と発信		(2) 「北区らしさ」の創造と発信	
①シティプロモーション・イメージ戦略の推進		①シティプロモーション・イメージ戦略の推進	
シティプロモーション方針の策定と庁内推進体制の構築		シティプロモーション方針のさらなる推進	
新たなイメージ戦略の展開		地域のきずなづくりへの発展	
		イメージ戦略の展開	
②北区の特性を生かした施策の推進		②北区の特性を生かした施策の推進	
北区らしい施策の推進		北区らしい施策の推進	
観光事業の推進		魅力発信事業の推進	
(3) 広域的な連携・協力の推進		(3) 広域的な連携・協力の推進	
①広域的な連携・協力の推進		①広域的な連携・協力の推進	
周辺自治体との連携・協力の推進		周辺自治体との連携・協力の推進	
②自治体間交流の推進		②自治体間交流の推進	
友好都市との交流の推進		友好都市との交流の推進	
友好都市交流協定の締結の検討		友好都市交流協定の締結の検討	